

ID: 43

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成元年 条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第十一条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 二 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。 三 その他、教育委員会が管理上特に必要と認めたととき。</p> <p>2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等によつて使用者が受けた損害について、教育委員会は其の責を負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日